

令和 6 年第 4 回定例会

## 防災環境産業委員会資料

### 1 付託案件

- 第 149 号議案 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号）  
【資源循環推進課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第 153 号議案 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の  
一部を改正する条例【廃棄物規制課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第 175 号議案 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 6 号）・・・・・・ 6

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

県民生活環境部

## 第 149 号議案

### 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号）

#### ○債務負担行為補正

[令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案 2 ページより]

事項	区分	事業内容	期間	限度額
地方道路整備 工事請負契約	変更前	主要地方道日立常陸太田線、日 立市大久保町地内の地方道路整備 に係る工事請負契約を締結する。	令和 7 年度	500,000 千円
	変更後	同 上	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	1,400,000 千円

#### <内容>

- ・ 新設道路の（仮称）大久保町第 1 トンネル本体工事等について、債務負担行為（期間：令和 7 年度、限度額：5 億円）を設定し工事を計画。
- ・ 工事を効率的に進めるため、別途工事を予定していたトンネル前後区間の道路改良工事と一体で施工することとし、債務負担行為を変更（期間：令和 7 年度～ 8 年度、限度額：14 億円）。

#### <箇所図>



(参考①) 処分場・新設道路整備スケジュール

工事		年度	R 6	R 7	R 8	R 9～
		処分場	埋立地	敷地造成	北側区画	
遮水工				北側区画		南側区画
防災調整池	工事					
浸出水処理施設			水処理施設、第1調整槽		第2調整槽	
新設道路工事		工事（トンネル、橋梁、道路改良）				
						供用開始

(参考②) 処分場本体工事の状況



▲北側区画 敷地造成工事 (R6. 11. 14 撮影)



▲防災調整池工事 (R6. 11. 14 撮影)

## 条 例（案） の 概 要

県民生活環境部 廃棄物規制課

条例の名称	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 改正の理由・根拠	残土条例と盛土規制法の規制内容が一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード制度）創設等を踏まえ、所要の改正を行うもの。
2 改正の目的	宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の一部改正等を踏まえ、所要の改正を行うもの。
3 背景・必要性	令和 5 年 5 月に、全国一律の基準で危険な盛土等を規制する、「盛土規制法」が施行されたことから、規制内容の一部重複する部分等を整理するとともに、登録ストックヤード制度創設等を踏まえ、条例の一部を改正する必要がある。
4 内 容	<p>（改正の内容） ※詳細は別添のとおり。</p> <p>（1） 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により県の条例より重い罰則を伴う規制が導入されたことを踏まえ、規制の目的及び内容が重複する規定を削除</p> <p>（2） 土地の埋立て等に県の許可を要する面積の引下げ 5,000 平方メートル以上 → 3,000 平方メートル超</p> <p>（3） 国の登録を受けたストックヤード（※）に堆積された土砂等の規制緩和 ※ 再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所</p> <p>（4） 県の許可を要する面積の土地の埋立て等について、県条例より厳格な市町村条例の適用を可能とする規定を追加</p>
5 効果・影響	残土条例と盛土規制法の規制内容が一部重複する部分等が整理されるとともに、不法・危険な盛土の発生を防止する新たな制度等も踏まえた内容となる。
6 施行日	規則で定める日（令和 7 年 4 月 1 日を予定）
7 参考事項	<p>○ パブリックコメント結果</p> <p>募集期間 : 令和 6 年 9 月 20 日～令和 6 年 10 月 21 日</p> <p>意見者数 : 1 人（県の許可対象面積の引下げ関係）</p> <p>※改正に反対の意見はなかった。</p>

# 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例）の一部改正について

## I 改正の理由・背景

これまで、土砂による土地の埋立て等に関しては、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（残土条例）において規制してきました。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」が令和5年5月に施行されたことから、規制内容の一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土等の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード）創設等を踏まえ、次のとおり残土条例の改正案を提案することとしました。

## II 改正案

### 1 盛土規制法と重複する規制等の整理【一部改正】

残土条例と盛土規制法とで重複する災害の防止に関する規制は、より罰則の強い盛土規制法へ移行するため、法目的である災害の防止の削除及びこれに伴う関連条項等を削除することとします。

		県残土条例 (現行)	盛土規制法	県残土条例 (改正後)
法目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の防止</li> <li>・生活環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の保全</li> </ul>
主な規制内容	災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土や堆積の高さ</li> <li>・法面の勾配</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土や堆積の高さ</li> <li>・法面の勾配</li> <li>・盛土の安定計算の実施</li> <li>・擁壁や崖面崩落防止施設の設置</li> </ul>	—
	生活環境の保全	土砂の性質等 (PHや土壌環境基準等)	—	土砂の性質等 (PHや土壌環境基準等)
罰 則 (最大)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲役2年以下</li> <li>・罰金100万円以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲役3年以下</li> <li>・罰金1,000万円以下(法人重科3億円以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懲役2年以下</li> <li>・罰金100万円以下</li> </ul>

### 2 県の許可対象面積の引下げ（5,000㎡以上→3,000㎡超）【一部改正】

盛土規制法の特定盛土等規制区域については、許可対象面積が、原則3,000㎡超とされていることから、この盛土規制法の許可対象面積に合わせて、県残土条例の許可対象面積を5,000㎡から3,000㎡超に引き下げることとします。

県残土条例	改正後	許可(市町村条例)	←	許可(県条例)
	現行		許可(市町村条例)	

3,000㎡      5,000㎡

(参考)

盛土規制法	宅地造成等規制区域	不要	許可	
	特定盛土等規制区域	不要	届出	3,000㎡

500㎡      3,000㎡

### 3 登録ストックヤード制度創設を踏まえた改正【一部改正】

これまでの法令では、土砂の発生から最終搬出先までを管理する制度がなかったため、残土条例においてストックヤードに堆積された土砂等を規制（搬入業者毎の区分管理等）してきたが、資源有効利用促進法の省令改正に伴い、ストックヤード運営事業者登録制度（登録ストックヤード制度）が創設され、土砂の発生から最終搬出先までの履歴が把握可能となることから、ストックヤード業者の登録ストックヤードに堆積された土砂等には、残土条例における、搬入事業者毎の区分管理等の規制は適用しないこととします。

### 4 市町村の独自規制を可能とする規定の追加【新設】

県残土条例の許可対象について、市町村が地域の実情に応じた独自の規制を課することができるよう、市町村から県に申出があり、かつ、県残土条例と同等以上の効果が期待できると認められる場合には、当該市町村の区域について、県残土条例を適用しないこととします。

## 第 175 号議案

### 令和 6 年度茨城県一般会計補正予算（第 6 号）

#### ○歳出予算補正（県民生活環境部分）

〔令和 6 年第 4 回茨城県議会定例会議案概要説明書 17～19 ページより〕

（単位：千円）

項目	今回補正額	課名
4 生活環境費	91,547	-
1 生活文化費	66,192	-
生活文化総務費	57,420	生活文化課
消費行政費	1,023	
女性活躍推進費	4,809	女性活躍・ 県民協働課
国際化推進費	586	
スポーツ推進費	2,354	スポーツ推進課
2 環境保全費	25,355	-
環境管理費	6,370	環境政策課
環境対策費	5,800	環境対策課
霞ヶ浦対策費	5,307	
廃棄物対策費	4,340	廃棄物規制課
廃棄物対策費	3,538	資源循環推進課
10 営業戦略費		
3 国際ビジネス推進費		
国際渉外費	470	女性活躍・ 県民協働課
県民生活環境部計	92,017	-



茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年条例第67号）新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 平成15年10月1日 茨城県条例第67号</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全_____に資することを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(土地の埋立て等を行う者の責務) 第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全_____のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 平成15年10月1日 茨城県条例第67号</p> <p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>に資することを目的とする。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(土地の埋立て等を行う者の責務) 第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得よう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>のために必要な措置を講じなければならない。</p>

<p>第5条～第5条の6 (略)</p> <p>第3章 土地の埋立て等の許可 (土地の埋立て等の許可) 第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。 (1) 埋立て等区域の面積が<u>3,000平方メートル以下</u>である土地の埋立て等 (2)～(5) (略) 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) (削除) (9) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全_____に関する計画 (10) (略) (11) (略) 3 (略) 4 その土地の埋立て等に用いる土砂等が、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となる。</p>	<p>第5条～第5条の6 (略)</p> <p>第3章 土地の埋立て等の許可 (土地の埋立て等の許可) 第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。 (1) 埋立て等区域の面積が<u>5,000平方メートル未満</u>である土地の埋立て等 (2)～(5) (略) 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) (9) 土地の埋立て等の<u>施工に関する計画</u> (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>に関する計画 (11) (略) (12) (略) 3 (略) (新設)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

べき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第6条第3項第3号に掲げる搬出先（以下「登録ストックヤード」という。）を経由する土砂等である場合にあっては、当該登録ストックヤードの運営の事業を行う者（以下「登録ストックヤード運営事業者」という。）を土砂等を発生させる者と、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、第2項第6号及び第7号の規定を適用する。

（許可の基準）

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) その土地の埋立て等に用いる土砂等が、複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設（登録ストックヤードを除く。）を経由する土砂等である場合にあっては、当該積替え又は保管が、規則で定める基準に適合していること。

（削除）

- (3) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全\_\_\_\_\_に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全\_\_\_\_\_のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

- (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

（許可の基準）

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) その土地の埋立て等に用いる土砂等が、複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設\_\_\_\_\_を経由する土砂等である場合にあっては、当該積替え又は保管が、規則で定める基準に適合していること。

- (3) その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

- (4) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

- (5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア～エ (略)

オ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除き、\_\_\_\_\_廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるとき（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）は、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ～ツ (略)

（許可の条件）

第8条 知事は、第6条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全\_\_\_\_\_のために必要な限度にお

ア～エ (略)

オ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるとき（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）は、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ～ツ (略)

（許可の条件）

第8条 知事は、第6条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な限度にお

いて、条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、同条第2項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第6条第2項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 (略)

2 前項の規定は、前条第1項 \_\_\_\_\_ の許可について準用する。この場合において、前項中「許可を受けた者は」とあるのは「前条第1項の許可を受けた者は」と、「第8条」とあるのは「前条第2項において準用する第8条」と読み替えるものとする。

3 (略)

いて、条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、同条第2項第2号又は第4号から第11号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第6条第2項第1号若しくは第12号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 (略)

2 前項の規定は、前条第1項(同条第2項の規定により第7条及び第8条の規定を準用する場合を含む。)の許可について準用する。この場合において、前項中「第6条第2項各号に掲げる事項」とあるのは「第6条第2項各号に掲げる事項であって、変更に係る事項 \_\_\_\_\_」と読み替えるものとする。

3 (略)

(着手の届出等)

第10条 (略)

2 知事は、前項の規定による届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 \_\_\_\_\_ に関する計画(第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

第11条 (略)

(施工管理者の設置等)

第12条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 \_\_\_\_\_ のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かななければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 \_\_\_\_\_ のために必要な施工上の管理をさせなければ

(着手の届出等)

第10条 (略)

2 知事は、前項の規定による届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した 土地の埋立て等の施工に関する計画(第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。)並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害

の防止に関する計画(第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

第11条 (略)

(施工管理者の設置等)

第12条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かななければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければ

ばならない。

第13条～第15条 (略)

(書類の備付け及び閲覧)

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第6条第2項の申請書の写し、第14条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全\_\_\_\_\_上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第7条第4号ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条(同項の規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、

ばならない。

第13条～第15条 (略)

(書類の備付け及び閲覧)

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第6条第2項の申請書の写し、第14条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(許可の取消し等)

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第7条第5号ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条(同項の規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、

刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号ス、セ若しくはツに該当するに至ったとき。

イ 第7条第4号ソからチまで(同号ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号ス若しくはセに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第4号ソからチまで(同号オ又はクに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第4号アからコまで、シ又はソからチまでのいずれかに該当するに至ったとき(アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。))。

(2)～(7) (略)

2 (略)

(措置命令等)

第18条 (略)

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂

刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号ス、セ若しくはツに該当するに至ったとき。

イ 第7条第5号ソからチまで(同号ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号ス若しくはセに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第5号ソからチまで(同号オ又はクに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第5号アからコまで、シ又はソからチまでのいずれかに該当するに至ったとき(アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。))。

(2)～(7) (略)

2 (略)

(措置命令等)

第18条 (略)

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂

等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 土地の埋立て等が第7条第1号若しくは第2号の基準又は当該許可に係る第6条第2項の申請書に記載した\_\_\_\_\_埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全\_\_\_\_\_に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 生活環境の保全\_\_\_\_\_のため緊急の必要があると認めるとき。

#### 第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等

(土地の適正な管理)

第18条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壤の汚染若しくは土砂等の\_\_\_\_\_飛散若しくは流出が生じ\_\_\_\_\_、又は生ずる\_\_\_\_\_おそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を知事その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2・3 (略)

第18条の3～第18条の7 (略)

#### 第6章 雑則

(書面の交付及び携帯)

等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 土地の埋立て等が第7条第1号若しくは第2号の基準又は当該許可に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

#### 第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等

(土地の適正な管理)

第18条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壤の汚染又は\_\_\_\_\_土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を知事その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2・3 (略)

第18条の3～第18条の7 (略)

#### 第6章 雑則

(書面の交付及び携帯)

第18条の8 (略)

2～4 (略)

5 第6条第4項の規定は、第1項及び第2項の場合について準用する。  
この場合において、同条第4項中「第2項第6号及び第7号」とあるのは「第18条の8第1項及び第2項」とする。

第18条の9 (略)

(公表)

第18条の10 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前条\_\_\_\_\_第1項又は第2項の規定による命令を受けた者

2 (略)

(関係行政機関等への照会等)

第19条 (略)

2 知事は、生活環境の保全\_\_\_\_\_のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者（登録ストックヤード運営事業者を含む。次条第1項に

第18条の8 (略)

2～4 (略)

(新設)

第18条の9 (略)

(公表)

第18条の10 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1)～(4) (略)

(5) 第18条の9第1項又は第2項の規定による命令を受けた者

2 (略)

(関係行政機関等への照会等)

第19条 (略)

2 知事は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者\_\_\_\_\_

<p>おいて同じ。)、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所(登録ストックヤードを含む。)、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは第18条の8第1項の書面又は適合証明書の提示を求めることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(市町村の条例との関係)</p> <p>第22条 この条例の規定は、市町村が_____土地の埋立て等に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。</p> <p>2 市町村が定める土地の埋立て等に関する条例の規定の内容が、こ</p>	<p>_____、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。</p> <p>(報告の徴収及び立入検査等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所_____、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは第18条の8第1項の書面又は適合証明書の提示を求めることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(市町村の条例との関係)</p> <p>第22条 この条例の規定は、市町村が、第6条第1項第1号に掲げる土地の埋立て等に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。</p> <p>(新設)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>の条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、この条例の規定(第3章から前章まで(第18条の2を除く。))に限る。以下この条において同じ。)は、当該市町村の区域内においては、適用しない。</p> <p>3 前項の公示は、規則で定めるところにより、当該市町村の長からの申出に基づき、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 当該市町村の名称</p> <p>(2) 当該市町村の区域内においてこの条例の規定を適用しないこととする日(次項において「適用除外日」という。)</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、この条例の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1) 適用除外日に現に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第6条第1項の許可を受けている者(第11条第1項の規定によりその地位を承継した者を含む。)</p> <p>(2) 適用除外日前に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第6条第1項の許可の申請をした者で適用除外日以後に当該許可を受けたもの(第11条第1項の規定によりその地位を承継した者を含む。)</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第23条・第24条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 罰則</p> <p>第23条・第24条 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

令和 6 年第 4 回定例会

## 防災環境産業委員会資料

(主な事務事業等の経過)

- 1 アクアワールド茨城県大洗水族館の営業状況等について  
【生活文化課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 在住外国人の支援について【女性活躍・県民協働課】・・・・・・・・ 3
- 3 旅券制度の改正について【女性活躍・県民協働課】・・・・・・・・ 5
- 4 釣り魚有効活用促進事業について【環境対策課】・・・・・・・・ 7
- 5 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例に係る  
既存屋外保管事業場の届出状況について【廃棄物規制課】・・・・ 8
- 6 サイクルツーリズムの推進について【スポーツ推進課】・・・・ 9

令和 6 年 1 2 月 1 0 日  
県 民 生 活 環 境 部

1 4月～11月の入館者数の状況

8カ月間の入館者数は約93万3千人となり、歴代3位となった昨年度の同期間よりも約3万人増加。

4月～11月の入館者数	
R 1	823,638人
R 2	475,269人 (コロナ禍による休館4/11～5/17)
R 3	521,979人 (コロナ禍による休館8/6～9/30)
R 4	890,973人
R 5	903,172人
R 6	933,022人

2 秋以降の誘客促進策

(1) 茨城アフターDC特別企画の実施

- ① 体験プログラムの実施 (10/1～12/31)  
給餌体験付きのサメスペシャルツアーやアシカタッチ等を実施。
- ② 特別ナイトイベントの開催 (10/26)  
地元の酒蔵等とコラボし、夜の水族館で地酒を楽しむイベント「宴夜」を3年ぶりに開催。



(2) 季節イベントの実施

- ① オータムアクアワールド (9/14～11/17)  
紅葉の秋を表現した約2万匹のイワシが群れ動くIWASHI LIFEやアシカやオットセイたちの大運動会等を実施。
- ② クリスマスアクアワールド (11/23～12/25)  
サンタクロースダイバーの登場や水中クリスマスツリーの展示等を実施。12/21(土)のナイト営業では、特典付きペアチケットを販売。



(3) 広報・営業活動の強化

- ① インバウンド向けの誘客促進  
台湾における旅行会社向けの現地商談会への出展や個別商談会実施のほか、台湾・香港の個人インバウンド向けの観光情報サイトへの掲載。
- ② 水族館の新たなメインイメージによる広報活動の強化  
館の強みを最大限生かした新たなメインイメージを活用し、幅広い年齢層への認知度を高めるため、首都圏駅での広告やSNS広告、インフルエンサー投稿を活用した広報活動を実施。



3 今後の誘客促進策

- ① 新春アクアワールド (12/27～1/19)  
アシカの書道パフォーマンスや県内高校による花いけ展示、おみくじの販売等を実施。
- ② サメに特化したイベント「超サメ展」(1/18～4/6)  
サメの展示エリアを拡大し、サメの繁殖研究に特化した企画展を実施。

## 在住外国人の支援について

女性活躍・県民協働課

### 1 I BARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター認定式・交流会

生活の困りごと相談や情報提供などを担う「I BARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター」(令和6年1月に制度創設)を追加で認定するとともに、現在活動中のサポーターを含め、サポーター同士の新たなつながりを作ることや意見交換を行うことを目的とした交流会を開催。

#### 【追加認定】

- ・認定日 11月6日(水) ※同日に認定式を開催
- ・認定者数 18名(11か国・地域)

#### 【交流会】

- ・開催日 11月6日(水)
- ・場所 県庁内会議室
- ・出席者 20名
- ・内容 活動事例発表、サポーター活動についての意見交換 等
- ・主な意見 定期的にサポーター同士が交流できる機会をつくるのが望ましい  
連携強化のためにサポーター同士の連絡手段を作ると良い 等



<認定式の様子>



<交流会の様子>

(参考) サポーターの状況 (11月末現在)

認定者数	48名(21か国・地域、20言語)
主な国籍	ベトナム、中国、スリランカ、パキスタン、インド ほか
活動件数	計 621件(1月~10月)
主な内容	医療関係(病院付き添い等) 103件、 くらし・交通関係(手続き付き添い等) 91件、 教育関係(相談対応等) 28件、情報周知 298件 ほか

## 2 災害時外国人支援研修

災害時に自治体職員等の関係者が外国人の適切な支援を行えるようにするため、多言語での災害情報の提供や外国人被災者の避難所でのニーズを把握し、支援につなげる演習などを内容とする研修（オンライン及び実践型）を実施。

### 【オンライン研修】

- ・開催日 11月6日（水）
- ・出席者 43名（市町村職員）
- ・内容 過去の災害時の事例を踏まえ、災害時における外国人支援の現状や必要性、課題など基礎的な内容についての講義

### 【実践型研修】

- ・開催日 11月22日（金）
- ・場所 水海道総合体育館（常総市）
- ・出席者 42名（外国人19名・市町村職員23名）
- ・内容 災害時の多言語での情報の発信や外国人被災者のニーズ把握を行う体験型の演習を通じて、災害時の外国人支援についてのノウハウなど実践的な内容を学ぶ訓練



<実践型研修の様子>

# 旅券制度の改正について

女性活躍・県民協働課

## 1 背景

旅券（パスポート）の申請時の利便性向上及び偽変造対策強化等のため、旅券法施行令（平成元年政令第122号。以下「政令」という。）が一部改正（施行予定日：令和7年3月24日）

## 2 改正の主な内容

### （1）オンライン申請（新規）の開始

マイナポータルを利用した旅券の更新（切替申請）は、令和5年度から実施しているが、新たに、システム上で戸籍情報の連携が可能となることに伴い、全ての都道府県において、新規申請のオンライン受付を開始

### （2）旅券発給手数料の改正

政令改正に伴い、申請区分により都道府県手数料が差別化

（現行：一律2,000円 → 改正後：書面2,300円、オンライン1,900円）

【10年旅券の例】

（単位：円）

申請の区分	国 手数料	都道府県 手数料		合計額	
		改正前	改正後	改正前	改正後
書面	14,000	2,000	2,300	16,000	16,300
オンライン			1,900		15,900

※茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例案を本定例会に上程

（施行日：令和7年3月24日 総務部所管）

### （3）2025年旅券の発給、集中作成方式への移行

- ・ 旅券の偽変造対策を強化するため、令和7年3月24日受付分より、顔写真ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給を開始
  - ・ 現在、都道府県で作成している旅券は、国立印刷局での集中作成に移行
- ※ 県は、人道的ケースの緊急旅券（非IC旅券）のみ作成

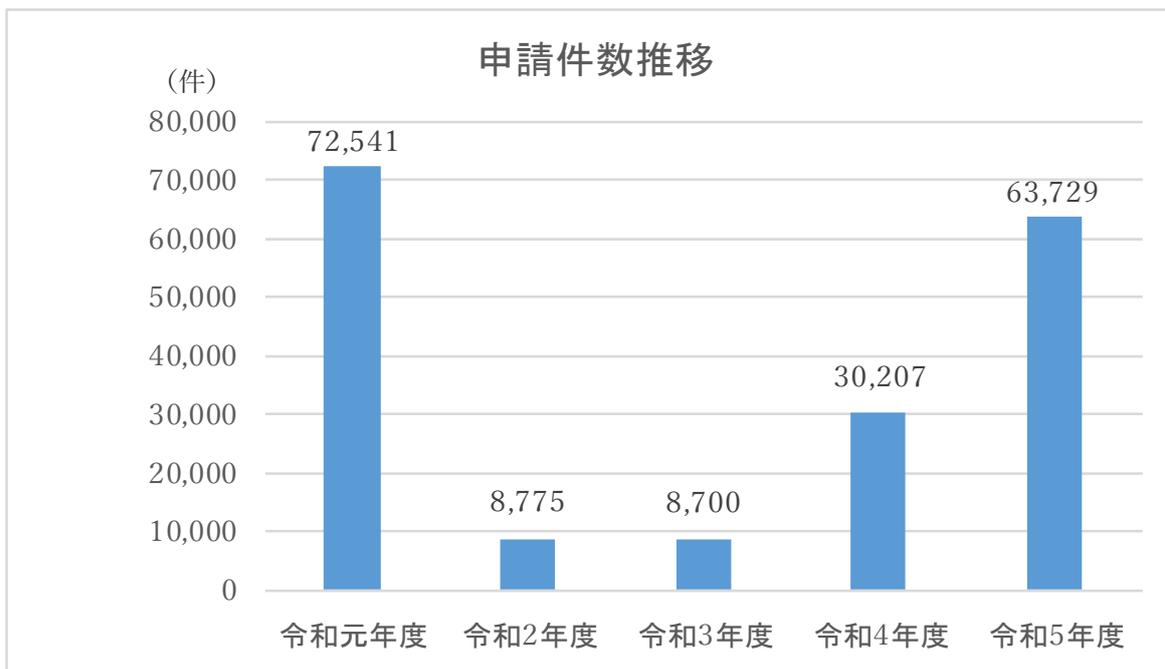
（人道的ケースの例）

海外における親族の病気、天災等による死亡、危篤等により、本邦にいる親族等が緊急に海外に渡航しなければならない等

- ・ 国立印刷局での作成に伴い、交付までの日数は3日程度長くなる見通し  
（現行8日間→11日間）

【参考】

(1) 一般旅券の発給の実績（茨城県）



※ 令和5年度は、前年度比2倍以上の増加（コロナ禍前の令和元年度との比較では約9割）

(2) オンライン申請の実績（茨城県）

	令和5年度	令和6年度 (10月末)
申請件数 (うち切替申請数)	63,729件 (9,116件)	38,039件 (5,365件)
オンラインによる 切替申請数	2,396件	1,317件
オンライン申請率	26.3%	24.5%

# 釣り魚有効活用促進事業について

環境対策課

## 1 目的

釣りの盛んな霞ヶ浦において、釣り人から釣り魚を定期的に回収し、外来魚等の回収の意識づけを図るとともに、飼料等の原料として有効利用を図る。

## 2 事業内容

### (1) 釣り魚の回収

釣り人に当日釣れた外来魚等を回収場所に持ち込んでもらい、魚粉工場に即日運搬〔漁業者が混獲した未利用魚を有効活用する事業と連携して実施〕

なお、回収に協力いただいた釣り人には、霞ヶ浦の特産品等（テナガエビの佃煮等）をささやかなお礼の品として進呈

#### ア 期間

令和6年6月～令和7年2月 年10回程度

#### イ 回収場所

行方市観光物産館こいこい  
銚田市環境学習施設エコ・ハウス

#### ウ 結果

これまでに6回(6/15, 7/13, 8/3, 9/14, 10/19, 11/16)の回収を実施

アメリカナマズ等合計 571kg を回収(協力者延べ 136 人)



### (2) 外来魚フィッシング体験学習会

主に家族連れを対象に、釣りの体験をしてもらいながら、外来魚の生態やその有効利用に関する学習会を実施

ア 期 日 令和6年6月15日(土)、10月19日(土)

イ 場 所 行方市観光物産館こいこい

#### ウ 実施内容

- ・ 釣り方の指導と湖岸での釣り体験の実施
- ・ 外来魚の生態と有効利用（食材、飼肥料の原料）の紹介、回収の意識づけ 等

エ 結 果 6/15(土)は43組・113名、10/19(土)は58組・146名参加

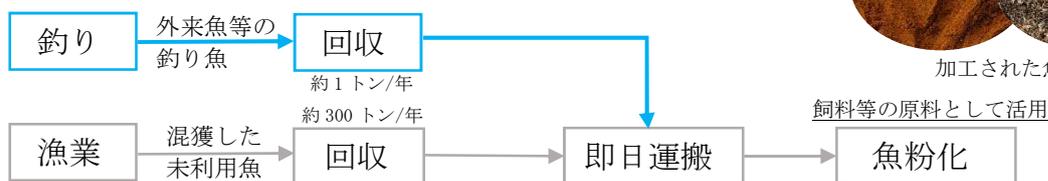
## 3 事業の周知について

- ・ 県ホームページ、県公式 X、地元市公式 SNS・エリアテレビ等による広報
- ・ 霞ヶ浦周辺のコンビニエンスストア、総合釣具店へのポスター掲示による周知
- ・ 茨城県釣り団体協議会、各漁協への周知と事業実施に係る協力を呼びかけ

## 【事業スキーム】

釣り魚有効活用促進事業（森林湖沼環境税事業）

釣りを通じた外来魚等の回収・有効利用



漁業による水質浄化機能促進事業（森林湖沼環境税事業）

魚体に含まれる窒素、リンの湖外への取り出し

# 茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例に係る 既存屋外保管事業場の届出状況について

廃棄物規制課

## 1 既存屋外保管事業場の届出状況

- 届出期限（令和6年9月30日）までに、449事業場から届出書が提出
- 保管物の種類は金属とプラスチック類が多い
- 地域別では、県西地域に特に多く立地

【既存屋外保管事業場の届出状況】

（単位：事業場）

	届出既存屋外 保管事業場	保管物の種類別				
		金属		金属・プラ スチック類 ※	プラスチック 類のみ	その他 (木材)
		金属のみ				
県北	35	31	19	12	4	0
県央	73	57	41	16	15	1
鹿行	45	39	20	19	6	0
県南	106	89	39	50	17	0
県西	190	124	71	53	66	0
計	449	340	190	150	108	1

※金属及びプラスチック類と他の種類を併せて保管している場合は、金属・プラスチック類に分類

## 2 届出のあった既存屋外保管事業場への対応

### (1) 届出書の補正

- 提出された届出書のうち、記載事項や添付書類の補正を指示した届出については、補正終了後、順次、受理書を交付している。

### (2) 立入検査の実施

- 届出を受理した事業場について立入検査を実施し、保管物の種類及び保管量、保管の高さ及び勾配、飛散・流出防止措置、騒音・振動防止措置などの確認を行っている。
- 届出内容と相違がある不適正な保管等を確認した場合には、是正を指示するとともに、是正後、速やかに完了報告書を提出させ、必要に応じて再検査を行う。
- 12月2日現在、27事業場に対し立入検査を実施し、再生資源物の過剰保管や保管高さ超過の解消などを指導した。

### (3) 今後の指導

- 引き続き、警察、消防、市町村等と連携して立入検査を実施するなど、再生資源物の屋外保管の適正化を進め、県民の生活環境の保全を図っていく。

## サイクルツーリズムの推進について

スポーツ推進課

### 1 サイクルツーリズム誘客イベントの実施、出展等

#### (1) いばらきK1ライド2024

「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を舞台に、自然と景観を楽しみながら霞ヶ浦湖岸を走るサイクリングイベント。沿線市町村等によるエイドステーションの出展により、地域の特産品のPRを行った。

- ・実施日：令和6年11月17日（日）
- ・主催：株式会社アトレ プレイアトレ土浦
- ・共催：つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会
- ・参加人数：812名（前年比46.5%増）

<コース>霞ヶ浦1周ロングライド、ミドルライド（126km、94km）  
霞ヶ浦ハーフライド+サイクルーズ（57km、47km）  
ビギナーライド（38km）



#### (2) サイクリングしまなみ2024への参加

ナショナルサイクルルートであるしまなみ海道（広島県尾道市～愛媛県今治市）を舞台とする国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ2024」に知事が参加し、前日の歓迎レセプションにおいて各国大使館や関連企業関係者など約300人に対し、つくば霞ヶ浦りんりんロードの魅力についてPRを実施したほか、愛媛県、広島県、滋賀県の知事と情報交換し、ナショナルサイクルルート間の連携を深めた。

また、大会当日は愛媛県側フィニッシュ会場内において、つくば霞ヶ浦りんりんロードをはじめとする県内サイクリングルートのPRブースを出展し、サイクリストへの認知度向上に努めた。

- ・開催日：令和6年10月27日（日）  
※歓迎レセプションは前日（10月26日）実施。
- ・主催：サイクリングしまなみ2024実行委員会
- ・出展場所：みなと交流センター「はーばりー」（愛媛県今治市）
- ・参加人数：約3,500名



## 2 つくば霞ヶ浦りんりんロードクリーンアップ作戦

いばらきサイクリングサポートライダーと地元高校生を中心に、つくば霞ヶ浦りんりんロード周辺のゴミ拾いを行い、サイクリストの走行環境の美化を図った。

- ・開催日：令和6年11月30日（土）
- ・主催：いばらきサイクリングサポートライダー同好会
- ・場所：つくば霞ヶ浦りんりんロード  
（りんりんポート土浦～虫掛休憩所 約4km間）
- ・参加人数：26名（いばらきサイクリングサポートライダー、つくば国際大学高等学校生徒、県関係等）

